平成２８年（フ）第１５９４号
大阪市港区南市岡２丁目５番10号　栄ビル304号、事業所所在地大阪市港区磯路１丁目１―15　２階
破産者　イマヌエルこと永田優子こと　ＳＯＮ　ＳＵＣＫＹＥＯＮ　孫　　錫淵
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０３号
大阪府高槻市大字原3302番地
破産者　近藤　朋道
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１０号
大阪府四条畷市田原台１丁目５番11号
破産者　髙田　純一
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６２１号
大阪市生野区勝山北２丁目９番17号
破産者　山根　　勇
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４３号
大阪市平野区瓜破東２丁目５番69号
破産者　高田商事こと　高田　　弘
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４４号
大阪市北区天神橋７丁目12番14―1306号
破産者　髙橋　弘信
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５２号
大阪府門真市三ツ島６丁目１番４―202号
破産者　伊加　　聡
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２３号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―804号、前住所大阪市西区九条１丁目28番１―507号
破産者　手邊　俊惠
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４２号
大阪市平野区加美北１丁目４番30号　山本住宅332
破産者　村山　謙次
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８６６号
大阪市旭区赤川２丁目４番32―609号
破産者　藤原　義人
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５号
高知県土佐清水市以布利470番地３
破産者　中平　美和
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１６号
福島県郡山市山根町７番18号
破産者　古関　邦男
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
神奈川県横須賀市武１丁目８番11号
破産者　大谷　順一
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第７５号
愛知県岡崎市梅園町字２丁目９番地６　サンヒル梅園205、前住所愛知県岡崎市富永町字長悦30番地
破産者　鈴木　裕二
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
愛媛県今治市片山１丁目９番37号、従前の住民票上住所愛媛県今治市波方町波方甲2480番地１
破産者　眞鍋　広政
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１８号
愛媛県今治市五十嵐甲348番地
破産者　檜垣　昌孝
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第８５号
大分市大字光吉296番地の１（Ｎ＆Ｓビル605）
破産者　松本　幸久
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２８年（フ）第１５号
奈良県北葛城郡王寺町畠田６丁目２番７号サンビレッジ王寺１号館201号、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡串本町有田121番地
破産者　和田　明美
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１１４号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3495番地17　町営富士見住宅２号棟410号室、前住所山梨県南巨摩郡富士川町小林1961番地２
破産者　佐野　文子
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２９号
札幌市東区北23条東19丁目４番26号　ルナコート23―102号
破産者　長澤　政徳
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部